

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。税務監査部の渡邊です。日増しに寒さを感じるようになりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年も残りわずかとなりまして、年末調整の時期になりました。今回のかわら版では、本年の年末調整についての改正・留意点をまとめました。是非お役立てください。

## 平成 28 年（2016 年）年末調整留意点

◎本年分の納付期限は次の通りです。  
納期の特例の承認を受けていない場合  
・・・平成 29 年 1 月 10 日(火)  
納期の特例の承認を受けている場合  
・・・平成 29 年 1 月 20 日(金)

### ◎社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

マイナンバー制度が導入され、平成 28 年度から利用が開始されました。本年の年末調整に関する書類へのマイナンバーの記載について、弊社の顧問先様には各担当者からご説明させていただきます。別紙「年末調整のご案内」にて詳しくご説明しておりますので、必ずご確認ください。

### ◎国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与及び公的年金から、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除、又は配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、給与等の支払者に、国外居住親族に係る「親族関係書類（戸籍附表など）」及び「送金関係書類（金融機関の書類など）」を提出又は提示しなければなりません。本年の年末調整において、国外に居住されている扶養親族がいいらっしゃる方はご注意ください。

### ◎通勤手当の非課税限度額の引き上げ

平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われるべき通勤手当について、非課税最高限度額が 1 ヶ月当たり 10 万円から 15 万円に引き上げられました。この改正は平成 28 年 4 月に行われています。したがって、平成 28 年 1 月から 3 月分について改正前の非課税規定で計算されている場合には、本年の年末調整で精算する必要がありますのでご注意ください。

### ◎復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税だけでなく、復興特別所得税を併せて徴収し、国に納付しなければなりません。このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた税額を算出する必要があります。年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れている事例がありますので、ご注意ください。

## 平成 29 年（2017 年）から適用される主な改正事項

### ◎源泉徴収税額表の改正

平成 29 年分の所得税の計算において、給与収入 1,000 万円超の場合の給与所得控除額は 220 万円が上限とされました。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表」と「賞与に対する源泉徴収税額の算出率表」が改正されました。平成 29 年 1 月 1 日以後に支払う給与等の計算をされる際には、新しい「平成 29 年分源泉徴収税額表」を使用するようにしてください。

【経営者セミナーのご案内】日時：12 月 13 日（火）18：00～19：30 場所：アスモア税理士法人 会議室

12 月のテーマは、「社長に知ってほしいリーダーの仕事とは」です。  
中小企業診断士の奥山慎次先生を講師にお招きして、社長が備えるべき経営技術をお伝え致します。  
是非、お知り合いの方も一緒にご参加ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350